

## 中部管区行政評価局とは

総務省行政評価局は、国民に信頼される質の高い行政を実現するため、

- ①各府省の行政運営に関する調査
- ②政策評価の推進
- ③行政相談に関する業務

を実施している組織です。

総務省の行政相談 マスコットキャラクタ-「キクーン」

このうち、中部管区行政評価局は東海北陸6県 (愛知県、岐阜県、三重県、静岡県、石川県、富山県)

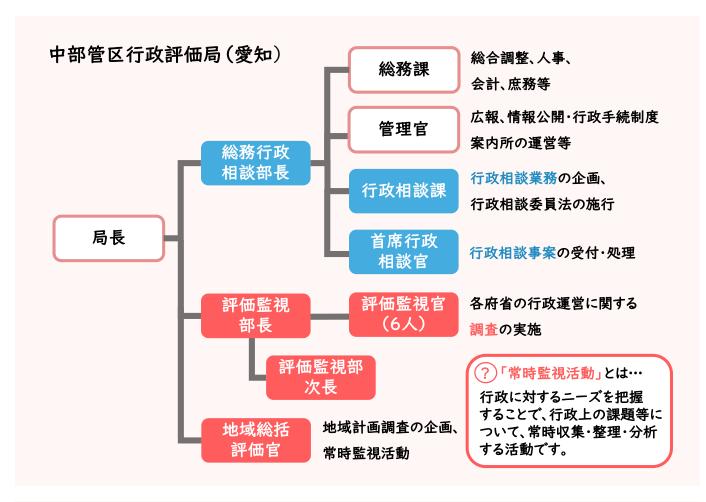
を管轄しており、各県の県庁所在地に設置された事務所・センターを通じて

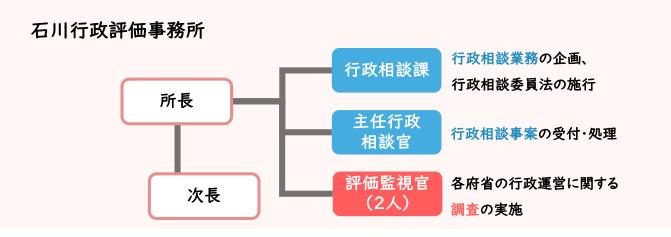
「各府省の行政運営に関する調査」(→P3)、「行政相談」(→P5)

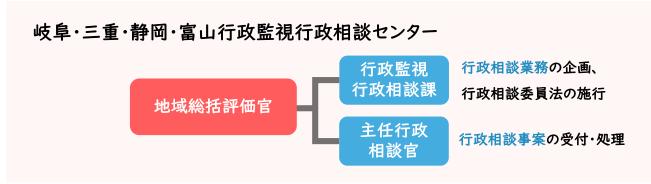
などの業務を実施しています。



## 中部管区行政評価局の組織図







### 行政運営に関する調査とは

行政評価局では、施策や事業の担当府省とは異なる立場から、幅広い分野を対象に、全国ネットワークを活用して調査を行っています。

調査の結果、改善が必要な事項が明らかになった場合には、関係府省等に対して勧告や情報提供を行います。また、勧告等の結果、どのように改善されたのかフォローアップを行い、着実な行政運営の改善に取り組んでいます。

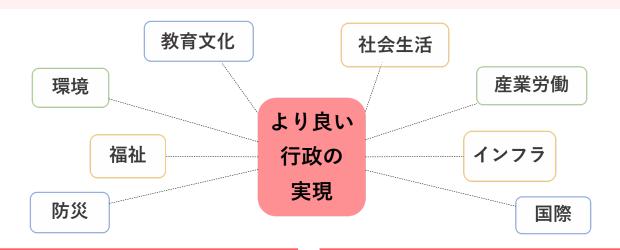
#### 各府省の行政運営に関する調査

全国計画調査

本省行政評価局が企画し、管区局等が実地調査を実施その調査結果に基づいて、全国的な改善を図るもの

地域計画調査

管区局等が地域の行政課題について独自にテーマを設定し調査を実施 その調査結果に基づいて、現地的な改善を図るもの



### 全国計画調査

- ・社会的養護に関する調査 里親委託を中心として-
- ・災害時の道路啓開に関する実態調査
- ·子育て支援(産前·産後の支援)に関する行政評価·監視
- ・農道・林道の維持管理に関する行政評価・監視

### 地域計画調査

- ・保証人の確保が困難な人の公営住 宅への入居に関する調査
- ・農業用ため池の管理及び保全に関する実態調査
- ・放課後児童クラブの安全対策に関す る調査

## 各府省の行政運営に関する調査の実例と流れ

令和4年度地域計画調査

#### 保証人の確保が困難な人の公営住宅への入居に関する調査

#### 実施に至った背景

(注1)公営住宅を管理する都道府県及び市町村

- 公営住宅は、住宅に困窮する低額所得者に提供される低廉な賃貸住宅
- **東海4県**では、条例から保証人規定を削除し、公営住宅の入居に当たり**保証人を不要**とする事業主体(ミヒ))は、 | 136事業主体のうち | 9事業主体にとどまる(R4.4.1現在)
- 当局の行政相談では、「保証人を見つけられず困っている」等の相談を複数受付

保証人を確保できないことによって公営住宅への入居が困難となる課題の解決を図る観点から調査を実施

#### R4.5 調查着手

(注2)管理戸数100戸以上の事業主体(R3.4.1現在)

保証人がいないと

- 東海4県の99事業主体(注2)と国(中部地方整備局)の実態を調査
  - → 保証人規定を残している事業主体(85事業主体)では、
    - ・保証人を確保できないことを理由とする入居辞退が発生(23事業主体)
    - ・規定を削除した事業主体の取組等、他の事業主体の情報提供を求める声あり
  - → 中部地方整備局では、規定を削除した事業主体の状況までは、把握・情報提供を未実施

入居できません。



事業主体に保証人規定の削除に向けて検討してもらうためには、より一層の支援が必要

#### R4.10 改善通知

- 中部地方整備局に、次のとおり改善通知
  - ・保証人の取扱いの実態を継続的に把握し、事業主体に把握した情報を 提供することが必要
  - ・特に保証人規定を残している事業主体に規定削除した事業主体の情報を 提供し、規定削除を促すことが必要
- 当局は、事業主体の参考となる取組を取組事例集等に取りまとめ公表

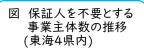
中日新聞 朝刊2023/01/07(土)

(中日新聞社の許諾を得て転載)

#### R5.3 改善状況

- 中部地方整備局は、東海4県内の職員を対象に、保証人の取扱いに特化した会議を特別開催し、保証人規定を 削除した事業主体の紹介等を通じて実態把握及び情報提供を行い、規定見直しを促す等改善措置を実施
- 当局の改善通知後、半年で | 2事業主体が保証人規定の削除を内容とする条例改正を実施
  - → 計約9,100戸の公営住宅について保証人不要化が実現

4月



(注) | 保証人規定を削除した 改正条例の施行日をもって 計上

> 2 令和2年に上限額の定め のない債務保証契約は無 効との民法改正

(令和2年4 R2.4以降の増加は 2事業主体のみ 19 1 17

31



H31.4 R2.4 R3.3

## 行政相談とは

行政相談とは、国民から受け付けた行政全般についての苦情や意見、要望をもとに、関係する行政機関にあっせんを行い、苦情の解決や要望の実現を促進する取り組みです。

あわせて、行政の制度や運営の改善を図ることを目的としています。

総務省行政相談センター

#### きくみみ愛知

### 行政相談制度のしくみ

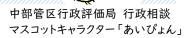


## 行政相談委員とは

行政相談委員は、総務大臣から委嘱された民間有識者です。 全国約5000人(各市町村にI人以上)が配置され、苦情の解決や 要望の実現を図っています。地域で定期的に相談所を開設したり、 出前教室を開催するなど、行政相談制度を周知する活動もしています。

令和4年度、中部管区では **13,636件** 

の相談を受け付けました。



# ! 主な行政相談活動(行事等)

#### 一日合同行政相談所

国・県・市町村の職員や行政相談委員などが出席し、相談を ワンストップで受け付ける相談所を年に1~2回開設しています。

#### 特設行政相談所

10月の行政相談週間を中心に地域のお祭りなどで開設し、相談の受付のほか、行政相談制度を周知する活動を行います。



一日合同行政相談所の様子 (名古屋市)

## 行政相談による改善事例

#### CASE1 路面標示をわかりやすくしてほしい

### 相談内容

東海環状自動車道の鞍ヶ池スマートIC (内回り)から出ようとしたところ、出口 が分かりにくく本線の流入路に入ってし まいそうになった。分かりやすい標示にし てほしい。



### 対応結果

行政相談委員からの報告により、当局において現地を確認したところ、申出のとおりであったので、NEXCO中日本に連絡した。

その後、他の路面標示が薄くなっている 箇所も含め、カラー標示を塗り直すなど 分かりやすく改善された。



#### CASE2 希望ナンバー申請時の誤記への対応を改善してほしい

### 相談内容

お客の依頼により「希望ナンバー」を申請したが、依頼者の名の漢字を誤って申請した。交付手数料を支払い予約済証が交付された時点で誤りに気付き、運輸局や国土交通省に相談したが、交付手数料を支払った後では訂正等はできず、①ナンバーは交付しない、②交付手数料も返還しないとのことであった。

誤字程度の誤りであれば、訂正の上「希望ナンバー」を交付するか、 交付しないのであれば手数料を返還するようにしてほしい。

対応結果

東海4県の運輸支局等の希望ナンバーに係る業務の実施状況を確認したところ、運輸支局等により取扱が異なることが判明した。 このため、ほかにも本件相談と同様の事例が想定されることから

このため、ほかにも本件相談と同様の事例が想定されることから行政苦情処理委員会に付議し、その意見を踏まえ、中部運輸局に対し、改善を図るようあっせんした。

この結果、申請時の書類において、車台番号が一致し、申請者の悪意によるものではない場合には、原則として希望番号での登録を認める方向で検討が進められている。

## 行政苦情処理委員会とは

民間有識者で構成される委員会です。問題が複数の行政機関にまたがるなど、解決が難しい問題を検討し、より国民の立場にたった解決を目指します。 委員会の意見は、相手機関に伝えられ、問題の解決に活かされます。

### 職員インタビュー





#### R5新規採用職員









## 新規採用職員の声

#### 「志望動機」

行政運営の改善により、人々の暮らしに貢献できる業務に惹かれ志望しました。また、多様な行政分野に携わることができるため、幅広い知識が身につく点も魅力に感じました。

#### 「|年目の目標」

社会情勢の把握に努めることを目標としています。新聞などから意欲的に情報を集め、 行政課題を発見する力や解決策をイメージする力を身につけたいです。

#### 「メッセージ」

行政評価局では、様々な分野から課題を見つけるために、世間に広くアンテナを張ることが求められます。そのため、馴染みのない分野の講義を受けたり、アルバイトで多くの人と接したりと、多様な経験をして視野を広げるとよいと思います。

#### 「|年目の仕事」

入局から Iカ月程度は、本省主催の研修と中部管区行政評価局の研修を受けます。 その後は4ヵ月ごとに行政評価監視と行政 相談の各課室に配属され、業務を学びます。

#### 「職場の雰囲気」

あたたかい雰囲気の職場です。分からないことがあれば先輩職員の方々が優しく 教えてくださるので、安心して仕事ができます。

#### 「採用試験について」

行政評価局では、行政課題の現状・原因を把握して解決に取り組みます。そのため、公務員試験(論文や行政法など)で得る知識は、行政課題と解決策をイメージする上で役に立つと思います。新規採用職員一同応援しています!

## 職員インタビュー

#### 育児と仕事を両立する **坂井さん**



#### 〔採用年度、所属部署経歴〕

H25.4 中部管区行政評価局 採用

H26.4 政策統括官(統計基準担当)付

統計審査官室

// IO 政策統括官(統計基準担当)付

国際統計管理官室

H28.4 中部管区行政評価局 第二部

H31.1~3 育児休業(第一子)

H31.4 岐阜行政監視行政相談センター

行政監視行政相談課

R3.4 中部管区行政評価局 評価監視部

R5.6 育児休業(第二子)

~R6.3

### 行政評価は国の灯標(みちしるべ)

国は国民のニーズに合わせ、数多くの施策を運営しています。その一方で時代と共に情勢が変化し、様々な行政上の課題が生じてきます。

評価監視部では、各府省が実施する施策の運営状況 を調査し、抱える課題を把握・分析して改善を促すと いった業務を担当しています。

改善を図るためには、実態の把握や課題の原因分析が重要です。関係府省へのヒアリングだけではなく、現地を訪れ生の声を聴き、国民が困っていること、行政に求めていることを確認しながら実態把握・原因分析し、解決のための糸口を探求する。国民のニーズに合った行政運営を実施できるよう、関係府省に所見を提示し、関係府省と共に課題解決を図っていく。

航路を走る船が迷わないよう明かりをともす、灯標のような仕事です。

#### 仕事と子育ての両立

第二子を授かり、現在は育児休業を取得しています。育児を通じて子どもと向き合い、成長を共にする時間は、私にとってかけがえのないものです。

仕事だけではなく家庭や子育ても一緒に充実させることは、私の大切な生き方だと思っています。

#### 行政監視行政相談課で活躍する **今尾さん**



#### [採用年度、所属部署経歴]

R3.4 中部管区行政評価局採用 R4.4 三重行政監視行政相談センター 行政監視行政相談課

#### 仕事内容

行政相談の対応や行政相談委員の活動支援などをしています。寄せられた行政相談の内容によっては現地確認が必要な場合があります。私は道路の白線舗装についての相談を受けた際に、現地確認に行きました。

また、行政相談委員の活動支援のために、出張をすることもあります。IO月には、委員と一緒に地域のお祭り行政相談制度の広報活動をしました。

#### 仕事のやりがい

行政相談は、国民の皆様から様々な制度や困りごとに関する相談が寄せられ、行政分野も多岐にわたります。私たちはそれらの制度のプロではないので、まずは制度や法律などを調べたり、行政機関に確認をしたりします。そして、改善の余地があれば関係行政機関にあっせんします。あっせんするなどして寄せられた相談の解決を図ることができたときや、相談者から感謝の言葉をいただいたときは、やりがいを感じます。

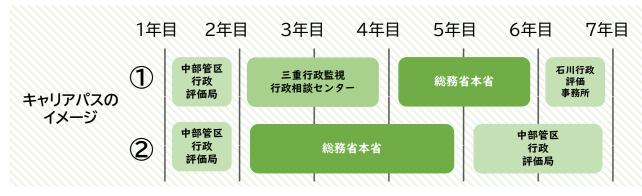
## 採用情報等

#### 近年の採用実績

| 年度       |    | RI | R2 | R3 | R4 | R5 |
|----------|----|----|----|----|----|----|
| 採用人数 (人) | 男性 | 1  | 1  | 2  | 0  | 1  |
|          | 女性 | 3  | 2  | 2  | 2  | 2  |

今年度は、国家公務員採用一般職試験(大卒程度試験・行政)の 最終合格者から3人程度採用する予定です。

#### 異動、転勤



おおむね2~3年ごとに管内を中心に異動します。

採用後 I ~ 2年目は中部管区行政評価局(愛知県)に配属され、数年以内に総務省本省を経験します。

### 職員の1日(例)

#### 各府省の行政運営に関する調査の場合

①調査の準備をする日

8:30 登庁

午前 制度等の事前勉強

午後 調査対象機関に連絡

17:15 退庁

②実地調査に行く日

8:30 調査対象機関に直行

終日調査

16:30 帰庁

17:15 退庁

#### 行政相談の場合

8:30 登庁

午前 行政相談の受付

|13:00 行政相談委員の

支援のため出張

16:00 帰庁

課室内の打ち合わせ

17:15 退庁

#### O、中部管区行政評価局ならではの魅力はなんですか?

A、若手職員が主体的・能動的に活躍できる点です。行政評価局では、若手職員も積極的に調査にかかわります。職員自らが行政課題を探し、それが調査テーマとして採用されることもあります。行政相談では、相談者からの感謝の言葉をいただけることが大きなモチベーションになります。若手も活躍できるよう、先輩方からの積極的なフォローもありますので、安心です。

### Q、学部・学科や保有する資格、語学力によって有利・不利は ありますか?

A、学部・学科による有利・不利はありません。文系、理系、院卒、既卒関係なく様々な経歴の職員が活躍しています。また、資格の有無や語学力は問いません。なお、車の運転ができると業務上便利です。

#### Q、どのような研修がありますか?

- A、採用時に総務省本省で全国の新規採用者を対象に、オンライン・東京での対面を含めた合同研修が4週間程度あります。本研修は全国の同期とも交流できる良い機会です。 業務上必要な知識は、入局後の新人研修をはじめとして、各種研修制度を通して身につけることができるため、心配いりません。
  - ※その後の研修の例
  - ・勤務年数や官職に応じた研修(採用後3年、採用10年経過後の集合研修など)
  - ・本人の希望により受講する研修(語学研修、統計研修など)

# Q、新規採用職員からの、仕事や生活に関する相談を受ける制度は整っていますか?

A、当局では、メンター制度を採用しています。新規採用職員 I 人に対して、2人の先輩職員 がメンターとなり、定期的に面談を行ったり、メンターから積極的に声をかけたりなど、質 問や相談をしやすい体制を整えています。

#### Q、入局後は自分の希望する仕事はできますか?

A、毎年度、職員に希望する仕事の意向調査を行っています。本人の適性等を踏まえて配属 先を決定するため、職員全員が必ずしも希望する仕事に就けるとは限りませんが、本人 の意向に沿うよう考慮されます。なお、他省庁への出向などの人事交流も行われています。

#### Q、働き方についてもう少し詳しく聞きたいです。

A、多様な働き方があります。例えば、調査機関や国民の方々と対面で接する機会がある一方、テレワークや時差出勤、会議・研修のオンライン化も積極的に行われています。

### 所在地

**T460-0001** 

名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館4階 ☎052-972-7421(総務課人事係)

### 地図



交通機関のご案内

〇地下鉄:名城線「名古屋城駅(旧市役所駅)」5番出口から徒歩3分

○市バス:【名駅14系統】名古屋駅(8番のりば)から大曽根行き又は市役所行き 「市役所」下車徒歩3分

> 【基幹2系統】名古屋駅(10番のりば)から(茶屋ヶ坂経由)猪高車庫行き 「市役所」下車徒歩5分

#### ホームペ-

中部管区行政 採用

検索



https://www.soumu.go.jp/kanku/chubu/menu 10.html

業務説明会日程などの最新の採用情報はホームページでご確認ください。